



2019年11月21日

各位

会社名 BEENOS 株式会社  
代表者名 代表取締役社長 兼 グループCEO 直井 聖太  
(コード番号 3328 東証第一部)  
問合せ先 代表取締役副社長 兼 グループCFO 中村 浩二  
電話 03-5739-3350

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2019年12月20日開催予定の第20期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

株主の皆様の一層の便宜を図ることを目的として、会社法第194条に規定する単元未満株式の買増制度を導入するため、定款第8条第4号及び第9条（単元未満株式の買増し）を新設するものです。また、上記条文の新設に伴い、現行定款第9条以下を1条ずつ繰り下げるものです。

##### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

##### 3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日	2019年12月20日（金）
定款変更の効力発生日	2019年12月20日（金）

以上

【別紙】

変更の内容は、次のとおりです。

(変更箇所は下線部にて表示)

現行定款	変更案
<p>(单元未満株式数についての権利)</p> <p>第8条 当会社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</li> <li>2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利</li> <li>3. 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</li> </ol> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第9条～第42条 (条文省略)</p>	<p>(单元未満株式数についての権利)</p> <p>第8条 当会社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</li> <li>2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利</li> <li>3. 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</li> <li>4. <u>次条に定める請求をする権利</u></li> </ol> <p style="text-align: center;"><u>(单元未満株式の買増し)</u></p> <p><u>第9条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売渡すことを当会社に請求することができる。</u></p> <p>第10条～第43条 (現行どおり)</p>

以上